

令和 8 年度
鳥獣保護区等位置図

取 県

鳥取県鳥獣対策課ホームページにも令和8年度鳥獣保護区等位置図を掲載しております
URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/289615.html>



狩猟の心構え

- ・事故等を起こさないように、同行者等に危害を与えないように、ルールやマナーを守り安全な方法で行うこと
- ・狩猟資源の持続的利用が図られるように自然環境を保全すること
- ・高い見識を備えた社会人（人格者）として尊敬されるように、常に緊張感を持って行うこと
- ・猟欲を抑え、獲物の数より無事故・無違反を誇りにすること

1 鳥獸保護区

[illegible][illegible]

2 特定猟具(銃器)使用禁止区域

[illegible]

No.	名称	区域	区域	区域	面積	座標	座標	座標
14	天神川 特定農業用重要地区	天神川	天神川	天神川	天神川	天神川	天神川	天神川
15	大平山 特定農業用重要地区	大平山	大平山	大平山	大平山	大平山	大平山	大平山
16	新田 特定農業用重要地区	新田	新田	新田	新田	新田	新田	新田
17	新興 特定農業用重要地区	新興	新興	新興	新興	新興	新興	新興
18	国府新田 特定農業用重要地区	国府新田	国府新田	国府新田	国府新田	国府新田	国府新田	国府新田
19	稲垣 特定農業用重要地区	稲垣	稲垣	稲垣	稲垣	稲垣	稲垣	稲垣
20	二本松 特定農業用重要地区	二本松	二本松	二本松	二本松	二本松	二本松	二本松
21	香取 特定農業用重要地区	香取	香取	香取	香取	香取	香取	香取
22	大山 特定農業用重要地区	大山	大山	大山	大山	大山	大山	大山
23	佐陀川 特定農業用重要地区	佐陀川	佐陀川	佐陀川	佐陀川	佐陀川	佐陀川	佐陀川
24	河内 特定農業用重要地区	河内	河内	河内	河内	河内	河内	河内
25	日野川 特定農業用重要地区	日野川	日野川	日野川	日野川	日野川	日野川	日野川
26	緑水湖 特定農業用重要地区	緑水湖	緑水湖	緑水湖	緑水湖	緑水湖	緑水湖	緑水湖
27	横濱川 特定農業用重要地区	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川
28	二本松 特定農業用重要地区	二本松	二本松	二本松	二本松	二本松	二本松	二本松
29	横濱川 特定農業用重要地区	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川	横濱川
30	舟場 特定農業用重要地区	舟場	舟場	舟場	舟場	舟場	舟場	舟場
31	上郷方 特定農業用重要地区	上郷方	上郷方	上郷方	上郷方	上郷方	上郷方	上郷方
32	糸巻川 特定農業用重要地区	糸巻川	糸巻川	糸巻川	糸巻川	糸巻川	糸巻川	糸巻川
33	由良川 特定農業用重要地区	由良川	由良川	由良川	由良川	由良川	由良川	由良川
34	三郷 特定農業用重要地区	三郷	三郷	三郷	三郷	三郷	三郷	三郷
35	農大 特定農業用重要地区	農大	農大	農大	農大	農大	農大	農大
36	金谷 特定農業用重要地区	金谷	金谷	金谷	金谷	金谷	金谷	金谷
37	本郷 特定農業用重要地区	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷
38	五井 特定農業用重要地区	五井	五井	五井	五井	五井	五井	五井
39	井井井 特定農業用重要地区	井井井	井井井	井井井	井井井	井井井	井井井	井井井
40	大谷 特定農業用重要地区	大谷	大谷	大谷	大谷	大谷	大谷	大谷
41	東川 特定農業用重要地区	東川	東川	東川	東川	東川	東川	東川
42	河内川 特定農業用重要地区	河内川	河内川	河内川	河内川	河内川	河内川	河内川
43	大森 特定農業用重要地区	大森	大森	大森	大森	大森	大森	大森
44	天神川 特定農業用重要地区	天神川	天神川	天神川	天神川	天神川	天神川	天神川
45	新田 特定農業用重要地区	新田	新田	新田	新田	新田	新田	新田
46	大谷 特定農業用重要地区	大谷	大谷	大谷	大谷	大谷	大谷	大谷
47	小川 特定農業用重要地区	小川	小川	小川	小川	小川	小川	小川

[illegible]

統器の取扱上の注意

- 1 射撃は絶対に人のいる方向に向けていないこと。
- 2 銃撃するときには、用がたがぬに指を人を入れないこと。
- 3 飲酒しているときは、射撃に当たらないこと。
- 4 安全装置を過信しないこと。
- 5 銃をもて遊んだり、枝がかりにしないこと。
- 6 銃を賣ったり、借りたりしないこと。
- 7 実色の銃でんば、発射の直前に行け、猟場を離れるときは必ず装包すること。
- 8 安全の安全を確かな、自衛がなければ射撃にしないこと。
- 9 危険な地形のところで、必ず脱出すること。
- 10 公道、鳥獣被害防止の区域、鳥獣被害防止区域と連絡するところ、あるいは自然動物と連絡するときは脱出、銃はケースをとって持つこと。
- 11 銃の保管は厳密にして、安全点検を行うこと。
- 12 銃を手にするときは、必ず手袋の着用を要すること。
- 13 射撃の放棄要領は、必ず手につけて正確に処分のすること。